



海軍大尉正七位勲五等和田雄次郎叙位
進階内則第五條ニ依リ叙位ノ件

右謹テ奏ス

明治廿九年二月十九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

内

閣

1900

43

内閣書記官 海軍第一一號

二月十九日裁可

明治廿九年二月十六日

内閣書記官



内閣總理大臣 菅 文

内閣書記官長

菅 文

海軍大尉正七位勲五等 和田雄次郎 叙任内則
第五條ニ依リ位階陞叙ノ件

海軍大尉正七位勲五等 和田雄次郎
特旨ヲ以テ位一級被進

正七位勲五等 和田雄次郎

内閣

叙從六位

和田海軍大尉ハ在職滿六年以上ニシテ曩ニ
豫備被仰付候處日清戦争ニ関シ召集ヲ
令シ就職中最モ功勞アル者ニシテ今般召
集ヲ解クヘキニ付叙位進階内則第五條ニ依
リ此際特ニ位一級進メラレ度別紙上奏書
進達ス

明治二十九年二月十八日
海軍大臣侯爵西郷從道



内閣総理大臣侯爵伊藤博文殿

海軍

叙従六位 海軍大尉正七位勲五等和田雄次郎

右謹テ奏ス

明治二十九年二月十八日

海軍大臣侯爵西郷従道



海軍